

新

旧

(様式 1) 年 月 日

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

(会社名・事業所ID) _____
(事務所名・現場ID) _____

Table with columns: 建設業の許可, 許可業種, 大臣特定第号, 許可(更新)年月日. Includes rows for 工事業 and 工事業知事.

Table with columns: 工事名称及び工事内容, 発注者名及び住所, 工期.

Table with columns: 契約区分, 名称, 住所, 元請契約, 下請契約.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 事業所整理記号, 区分, 営業所の名称, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 発注者の監督員名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 監督員名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 現場代理人名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 監理技術者名主任技術者名, 専任/非専任, 資格内容.

Table with columns: 監理技術者補佐名, 資格内容.

Table with columns: 専任技術者名, 門名, 資格内容, 担当工事内容.

Table with columns: 一号特定技能外国人の従事状況(有無), 有無, 外国人技能実習生の従事状況(有無), 有無.

Table with columns: 会社名・事業所ID, 代表者名, 住所電話番号, 工事名称及び工事内容, 工期.

Table with columns: 建設業の許可, 施工に必要な許可業種, 許可業種, 大臣特定第号, 許可(更新)年月日.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 事業所整理記号, 区分, 営業所の名称, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 現場代理人名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 主任技術者名, 専任/非専任, 資格内容.

Table with columns: 一号特定技能外国人の従事状況(有無), 有無, 外国人技能実習生の従事状況(有無), 有無.

(様式 1) 年 月 日

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

(会社名) _____
(事務所名) _____

Table with columns: 建設業の許可, 許可業種, 大臣特定第号, 許可(更新)年月日. Includes rows for 工事業 and 工事業知事.

Table with columns: 工事名称及び工事内容, 発注者名及び住所, 工期.

Table with columns: 契約区分, 名称, 住所, 元請契約, 下請契約.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 事業所整理記号, 区分, 営業所の名称, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 発注者の監督員名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 監督員名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 現場代理人名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 監理技術者名主任技術者名, 専任/非専任, 資格内容.

Table with columns: 監理技術者補佐名, 資格内容.

Table with columns: 専任技術者名, 門名, 資格内容, 担当工事内容.

Table with columns: 外国人建設就労者の従事状況(有無), 有無, 外国人技能実習生の従事状況(有無), 有無, 一号特定技能外国人の従事状況(有無), 有無.

Table with columns: 会社名, 代表者名, 住所電話番号, 工事名称及び工事内容, 工期.

Table with columns: 建設業の許可, 施工に必要な許可業種, 許可業種, 大臣特定第号, 許可(更新)年月日.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 加入の有無, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 健康保険等の加入状況, 事業所整理記号, 区分, 営業所の名称, 健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険.

Table with columns: 現場代理人名, 権限及び意見申出方法.

Table with columns: 主任技術者名, 専任/非専任, 資格内容.

Table with columns: 外国人建設就労者の従事状況(有無), 有無, 外国人技能実習生の従事状況(有無), 有無, 一号特定技能外国人の従事状況(有無), 有無.

新	旧
<p>(記載要領)</p> <p>1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。</p> <p>2 監理技術者、主任技術者の配置状況について、「監理技術者名・主任技術者名」及び「専任・非専任」のそれぞれいずれかに○印を付け、氏名を記載すること。</p> <p>3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。(監理技術者、主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。</p> <p>4 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。また、下請負人に関する事項においては、下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。</p> <p>② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。</p> <p>③ 下請負人に関する事項において、下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。</p> <p>④ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑤ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑥ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。</p> <p>5 資格内容の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 監理技術者については、建設業法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>② 主任技術者については、建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>6 外国人技能実習生の従事の状況は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>7 一号特定技能外国人の従事の状況は、同法別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>【施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く) 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 監理技術者補佐をおく場合は、その者が監理技術者補佐資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 	<p>(記載要領)</p> <p>1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。</p> <p>2 監理技術者、主任技術者の配置状況について、「監理技術者名・主任技術者名」及び「専任・非専任」のそれぞれいずれかに○印を付け、氏名を記載すること。</p> <p>3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。(監理技術者、主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。</p> <p>4 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。また、下請負人に関する事項においては、下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。</p> <p>② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。</p> <p>③ 下請負人に関する事項において、下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。</p> <p>④ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑤ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑥ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。</p> <p>5 資格内容の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 監理技術者については、建設業法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>② 主任技術者については、建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>6 外国人建設就労者の従事の状況は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるものが、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>7 外国人技能実習生の従事の状況は、同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>8 一号特定技能外国人の従事の状況は、同法別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>【施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く) 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

新

(様式1-2)

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄
提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

Table with columns for employee ID, name, age, health insurance, pension, education, and entry date.

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ☉ …現場代理人
☑ …作業主任者 (注) 2.
☎ …女性作業員
Ⓢ …18歳未満の作業員
㊦ …主任技術者
㊧ …職 長
㊨ …安全衛生責任者
㊩ …能力向上教育
㊪ …危険有害業務・再発防止教育
㊫ …外国人技能実習生
㊬ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

旧

(様式1-2)

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄
提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

Table with columns for employee ID, name, age, health insurance, pension, education, and entry date.

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ☉ …現場代理人
☑ …作業主任者 (注) 2.
☎ …女性作業員
Ⓢ …18歳未満の作業員
㊦ …主任技術者
㊧ …職 長
㊨ …安全衛生責任者
㊩ …能力向上教育
㊪ …危険有害業務・再発防止教育
㊫ …外国人技能実習生
㊬ …外国人建設就労者
㊭ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

新

(様式2)

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

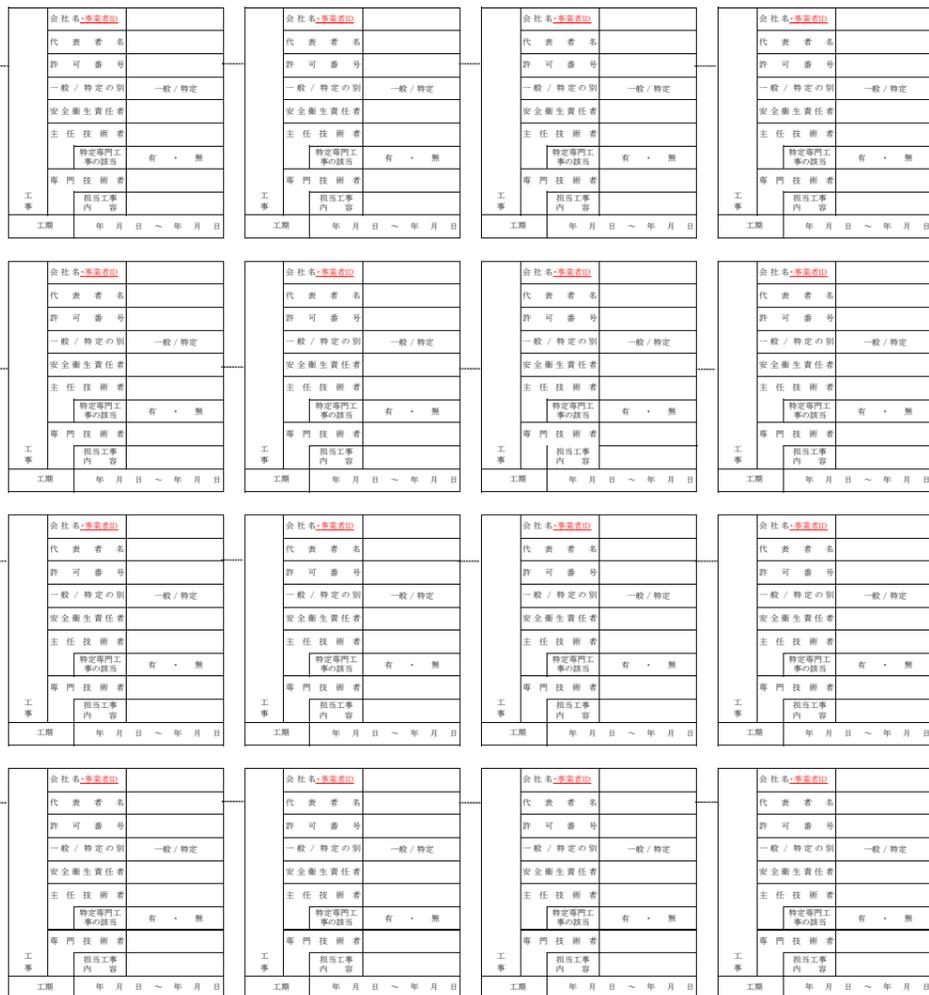
元請名	事業名
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

書記

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長



旧

(様式2)

施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

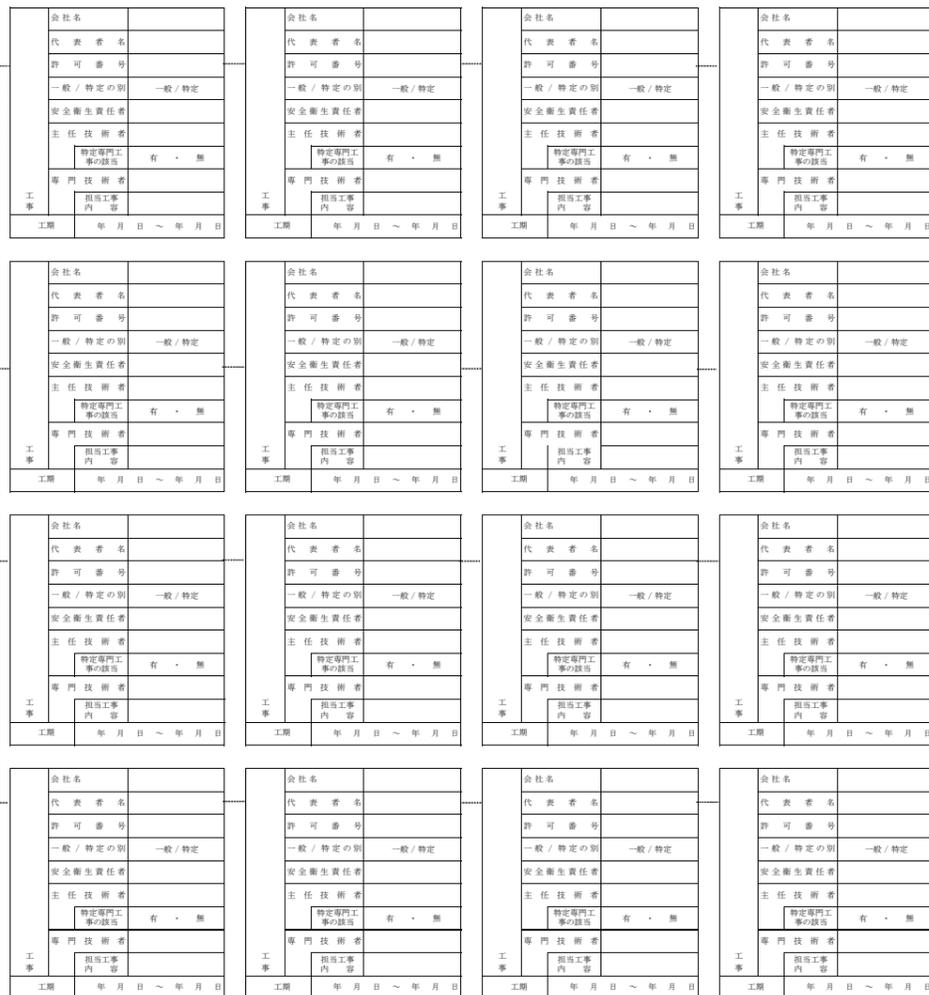
元請名	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

書記

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長



新

旧

(様式3) 年 月 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】
会社名 _____
事業所名 _____

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

(1)再下請負通知書の提出

建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書により、自社の建設業の許可や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

(2)再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請名	
発注者名	
工事名	
監督員名	権限及び意見申出方法
提出先及び担当者	

(様式3) 年 月 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】
会社名 _____
事業所名 _____

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

(1)再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業の許可や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

(2)再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次の通りですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請名	
発注者名	
工事名	
監督員名	権限及び意見申出方法
提出先及び担当者	

新

(様式 4)

再下請負通知書

年 月 日

直近上位の
注文者名 _____

現場代理人名 _____ 氏 **【報告下請負業者名】**
(所長名) 住 所 _____ 〒 _____

元請名称・
事業内容 _____

TEL _____
FAX _____

会社名・
事業名 _____

代表者名 _____

<自社に関する事項>

工事名称及び 工事内容	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日	至 _____ 年 _____ 月 _____ 日	注文者との 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工事業	知事 一般 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 加入の有無	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
事業所 整理記号等	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	整理記号等						

監督員名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生責任者名
現場代理人名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容		専 門 技 術 者 名
		資 格 内 容
		担 当 工 事 内 容

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

<再下請負関係>再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業名	代表者名
住 所 電話番号	〒 _____ (_____ - _____ - _____)
工事名称 及び 工事内容	
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工事業	知事 一般 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 加入の有無	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
事業所 整理記号等	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	整理記号等						

現場代理人名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名
資格内容		雇用管理責任者名
		専 門 技 術 者 名
		資 格 内 容
		担 当 工 事 内 容

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

旧

(様式 4)

再下請負通知書

年 月 日

直近上位の
注文者名 _____

現場代理人名 _____ 氏 **【報告下請負業者名】**
(所長名) 住 所 _____ 〒 _____

元請名称 _____

TEL _____
FAX _____

会社名 _____

代表者名 _____

<自社に関する事項>

工事名称及び 工事内容	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日	注文者との 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工事業	知事 一般 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 加入の有無	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
事業所 整理記号等	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	整理記号等						

監督員名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生責任者名
現場代理人名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容		専 門 技 術 者 名
		資 格 内 容
		担 当 工 事 内 容

外国人建設従 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事状況(有 無)	有 無	一号特定技能外国 人の従事状況(有 無)	有 無
---------------------------	-----	---------------------------	-----	----------------------------	-----

<再下請負関係>再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住 所 電話番号	〒 _____ (_____ - _____ - _____)
工事名称 及び 工事内容	
工 期	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
建設業の 許 可	工事業	大臣 特定 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日
	工事業	知事 一般 第 _____ 号	年 _____ 月 _____ 日

健康保険 等の加入 状 況	健康保険 加入の有無	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
事業所 整理記号等	事業所	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	整理記号等						

現場代理人名	権限及び 意見申出 方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名
資格内容		雇用管理責任者名
		専 門 技 術 者 名
		資 格 内 容
		担 当 工 事 内 容

外国人建設従 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事状況(有無)	有 無	一号特定技能外国 人の従事状況(有無)	有 無
---------------------------	-----	-----------------------	-----	------------------------	-----

新	旧
<p>(記載要領)</p> <p>1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。</p> <p>2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。</p> <p>3 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。</p> <p>② 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。</p> <p>③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。</p> <p>4 資格内容は、主任技術者が建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>5 外国人技能実習生の従事の様子は、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)</u>別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>6 一号特定技能外国人の従事の様子は、同法別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>【再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く) 	<p>(記載要領)</p> <p>1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付けること。</p> <p>2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載すること。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)また、複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載すること。</p> <p>3 健康保険等の加入状況の記載要領は次のとおり。</p> <p>① 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。</p> <p>② 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。</p> <p>③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。</p> <p>4 資格内容は、主任技術者が建設業法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、建設業法施行規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載すること。</p> <p>5 <u>外国人建設就労者の従事の様子は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるものが、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</u></p> <p>6 外国人技能実習生の従事の様子は、<u>同法</u>別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>7 一号特定技能外国人の従事の様子は、同法別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。</p> <p>【再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

附 則

- この要綱は、令和6年12月12日から施行する。
- この要綱による改正後の建設産業における生産システム合理化指導要綱の規定は、令和6年12月12日以後に建設業者が提出する各様式について適用する。